

「新潟県伝統工芸品」として新たに3品目を指定します

伝統工芸品産業の一層の発展に資するため、「新潟県伝統工芸品」（以下「県伝統工芸品」という。）の指定制度に基づき、新たに3品目を指定します。

なお、令和4年1月の制度創設以来、県伝統工芸品の指定数は累計で14品目となります。

1 指定する品目（詳細は別紙一覧表のとおり）

- ・新潟手掛け和蠟燭（新潟市）
- ・新津焼（新潟市）
- ・加茂紙（加茂市）

[参考] 県伝統工芸品の指定要件

以下の要件をすべて満たすもの。但し、経済産業大臣指定「伝統的工芸品」は除く。

- (1) 主として県民生活の用に供されるものであること
 - (2) 主要な製造工程の大半が県内で行われていること
 - (3) 製造過程の主要部分が手工的であること
 - (4) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること（※）
 - (5) 伝統的に使用されてきたものを主たる原材料として用い、製造するものであること（※）
- ※ 概ね50年以上受け継がれ、現在も活用又は使用されていること

2 今後の追加指定

県民生活の中で長く受け継がれてきた工芸品を産業として持続的な発展に繋げていくため、今後も新たな工芸品の指定に向けて制度の周知に努めてまいります。次回の指定申請の募集は、本年4月以降に実施する予定です。

3 その他

これまで指定した工芸品(11品目)を以下のホームページで紹介しています。製造事業者へのインタビュー等を掲載していますので併せてご覧下さい。

◆新潟県伝統工芸品について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/kendentoukougei.html>

**◆伝統工芸品の裏側をのぞく～新潟県伝統工芸品のになひて～**

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kendenninaite/>



◆ 本件についてのお問い合わせ先
地場産業・日本酒振興室 神保、安達
TEL:025-280-5243 県庁内線:2781